

岐阜市体育館スポーツ教室実施要領（参考）

1 目 的

- (1) 幼児から高齢者までを対象に、スポーツの楽しみ方やその方法を体得させ、スポーツの日常化を図る。
- (2) 市民の多様なスポーツニーズに対応し、自主的なスポーツ活動を促進する。
- (3) スポーツ活動をとおして、健康の維持・増進を図る契機とする。

2 実施方法

1 2 回（週 1 回）コース、2 5 回コース（週 2 回）コース及び 9 回（週 1 回）コースを年間 2 回開催する。

3 対象者と種目・募集人数・活動日時

別表のとおり

4 指導者

- (1) 各種目協会（連盟）等により推薦を得た指導者。
- (2) 岐阜市スポーツ指導員
- (3) 指定管理者が適切と認め市民スポーツ課の承認を得た指導者。

5 参加資格

- (1) 参加種目に興味・関心があり、心身共に健康な者。
- (2) 保護者の承諾を受けた幼児、児童、生徒。
- (3) 傷害保険に加入している者、または、スポーツ安全保険等に加入する者。

6 募集方法

- (1) 募集案内を「広報ぎふ 3 月 1 日号と 8 月 1 日号」に掲載する。
- (2) 各体育館に掲示する。

7 申込方法

- (1) 下記の期間内に、市ホームページの申込フォームまたは直接希望教室を開講する体育館〈午前 9 時～午後 6 時〉の窓口で申し込む。受講料と保険料は〇月〇日（〇）～〇日（〇）に受講する体育館へ持参すること。

＜受付期間＞

【指定管理仕様書資料⑩】

第1回：○月○日（○）～○月○日（○）

第2回：○月○日（○）～○月○日（○）

(2)親子体操以外は、子ども連れでの参加はできない。

8 受講料

(1)週1回（12回）コース：大人3,240円 中学生以下：1,950円

(2)週2回（25回）コース：大人6,700円 中学生以下：4,000円

(3)週1回（9回） コース：大人2,430円

9 開設期間

(1)第1回 ○月○日（○）～ ○月○日（○）＜祝日は休み＞

(2)第2回 ○月○日（○）～ ○月○日（○）＜祝日は休み＞

10 休講等

指導者の都合や悪天候等によって開催が困難であると該当館長が判断した場合は、開催を延期することができる。ただし、原則としてその代替日を設けて実施することとする。（後日体育館統括監及び市民スポーツ課へ連絡をする。）

11 教室の設置と廃止

新たに設置しようとする場合は、該当館長と体育館統括監及び市民スポーツ課で検討し決定する。廃止についても同様とする。

12 講師謝金

1回あたり5,000円とする。

（ただし、競技の特殊性などからこれ以上を支払うことも可とする。）

13 その他

(1)原則として途中入会は認めない。また、スポーツ教室開始後の脱会にともなう受講料の返金はしない。

(2)スポーツ保険申込後の取り消し（返金）は認めない。